

諮問日：平成30年10月16日（平成30年度（最情）諮問第48号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第2号）

件名：司法修習生考試受験票のひな形の不開示判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「70期二回試験に関する司法修習生考試受験票のひな形」（以下「本件対象文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件対象文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年9月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は、別件の開示申出に対して、平成25年度（第67期）司法修習生考試受験票を開示した。それにもかかわらず、特に弊害が発生していないことからすれば、本件対象文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当しない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、司法修習生考試会場における応募者確認のための重要な書面であり、その書式が明らかになると、偽造等が容易となり、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条6号柱書及び同号イに規定する不開示情報に相当する。

- 2 苦情申出人が指摘する平成25年度（第67期）司法修習生考試受験票は、

当該司法修習生考試から約3年半を経過する頃に開示されたものであり、受験票書式としてもすでに使用されていない。一方、本件対象文書は、本件開示申出の時点において、直近の司法修習生考試で使用されたものであり、これを明らかにすると、偽造等が容易となり、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

なお、現時点又は直近で使用された受験票書式とは異なる過去の受験票書式であっても、これを明らかにすると、使用されている受験票書式を容易に推測可能で偽造等が容易となる場合は、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年1月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月13日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月22日 審議
- ⑦ 同年3月15日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件対象文書について、司法修習生考試会場における応募者確認のための重要な書面であり、その書式が明らかになると、偽造等が容易となり、試験に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、全体として法5条6号柱書及び同号イに規定する不開示情報に相当すると説明する。本件対象文書の性質及び見分の結果を踏まえると、このような説明の内容が不合理とはいえない。

苦情申出人は、別件の開示申出に対して、平成25年度（第67期）司法修

習生考試受験票が開示されたことを挙げて、本件対象文書は同号に規定する不開示情報に相当しない旨を主張する。しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、苦情申出人の指摘する平成25年度（第67期）司法修習生考試受験票は、当該司法修習生考試から約3年半を経過する頃に開示されたものであり、受験票書式としてもすでに使用されていないものであるが、本件対象文書は、本件開示申出の時点において、直近の司法修習生考試で使用されたものであるとのことであり、このような事情を踏まえるならば、苦情申出人の主張する事情は、上記の判断に影響しない。

したがって、本件対象文書は、全体として法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件対象文書は全体として法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人